

<b>① 件名</b>
建築確認申請等手数料の減免期間の延長について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、石巻市建築基準等に関する条例第9条第1項第6号の規定に基づき、建築確認申請等手数料を全額減免しているところであるが、未だ多くの被災者が自立再建（住宅再建）できていない状況である中、減免期間が平成29年3月31日をもって終了となる。 <b>【目的】</b> 被災者の自立再建を引き続き支援するため、建築確認申請等手数料の減免期間の延長を行うもの。
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 建築基準法（昭和25年法律第201号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成17年条例第269号）  <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成23年3月11日 条例第9条第1項第1号（災害救助法）の規定により全額減免。 ～平成25年3月10日 平成25年3月6日 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」制定 平成25年3月11日 条例第9条第1項第6号（独自施策）の規定により全額減免。 ～平成28年3月10日 平成28年3月11日 条例第9条第1項第6号（独自施策）の規定により減免期間延長。 ～平成29年3月31日
<b>⑤ 主な内容</b>
宮城県を含む他の特定行政庁と同様に、東日本大震災により、大規模半壊以上の被害のあった者が建替える場合、建築確認申請等手数料の減免期間を平成30年3月31日まで延長する。  <b>【減免する建築確認申請等手数料】</b> (1) 建築確認申請手数料 (2) 中間検査申請手数料 (3) 計画変更申請手数料 (4) 完了検査申請手数料 (5) 建築許可・認定申請手数料

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

被災者の負担軽減を図ることにより、自立再建を促進することができる。

【影響】

減免に伴う手数料の減収分については、引き続き震災復興特別交付税で全額措置される見込みである。

・減免実績（市受付分）

年度	確認申請件数	うち減免件数	減免率	減免金額
H 2 3	628 件	378 件	60.2%	14,728 千円
H 2 4	944 件	599 件	63.5%	35,092 千円
H 2 5	763 件	381 件	49.9%	26,733 千円
H 2 6	485 件	165 件	34.0%	12,081 千円
H 2 7	381 件	166 件	43.6%	10,122 千円
H 2 8 (12月末現在)	265 件	117 件	44.2%	8,258 千円

※一般的な確認申請手数料の例（延べ面積が 100 m<sup>2</sup>～200 m<sup>2</sup>の場合）

62,000 円（確認申請 22,000 円+中間検査 20,000 円+完了検査 20,000 円）

・H 2 9 の減免見込み件数・金額

年度	確認申請見込み件数	うち減免件数	減免率	減免見込み金額
H 2 9	400 件	174 件	43.5%	10,614 千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県及び県内の特定行政庁は全て減免期間を 1 年間延長する予定である。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 2 9 年 1 月下旬 「東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免等の取り扱いについて」の一部改正。

⑨ その他